

「全域避難考えづらい」内閣府担当者発言影響か 東海第2過大算定

深掘り | 日野行介 | 社会 | 速報 | 茨城

毎日新聞 | 2021/7/26 12:00 (最終更新 7/26 12:00) | 有料記事 | 2373文字



日本原子力発電の東海第2原発（中央）＝茨城県東海村で2021年3月18日、本社ヘリから撮影

体育館のトイレや倉庫、玄関ロビーなど避難場所になり得ない「非居住スペース」を避難所面積にカウントし、収容人数が過大に算定された日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）の広域避難計画。この計画は原発から30キロ圏内の住民約94万人を茨城県内や近隣5県に避難させるものだが、計画策定を支援した内閣府の担当者が関係者を集めた会合で「30キロ圏内全域が避難という状況は考えづらい」などと、避難範囲を小さく見積もる発言をしていたことが判明した。過大算定の影響で、避難所の収容人数不足は県内分だけでも約2万人に上っている。

最悪の事態を想定しない内閣府の担当者と、実効性を度外視した茨城県。記者（私）は双方の姿勢がずさんな計画につながったと感じている。【日野行介/デジタル報道センター】

会議の議事録を入手

毎日新聞は、2014年9月26日に原子力規制庁で開かれた「東海第2地域ワーキングチーム第2回会合」の議事録を入手した。この会議は、東京電力福島第1原発の事故後、避難計画の対象が原発の30キロ圏内になったことを受けて、開催された。茨城県の担当者、避難者を受け入れる近隣5県（福島、栃木、千葉、群馬、埼玉）の防災担当者、国からは内閣府の担当者が出席した。

議事録によると、茨城県の担当者は「1人当たり2平方メートルで避難所の収容人数を算定したところ、30キロ圏内の人口96万人のうち、県内では44万3000人分しか収容能力がない。残る51万7000人の受け入れをお願いしたい」と近隣5県に要請した。続く質疑応答で栃木県の担当者から「30キロより少し外側の地域では、放射性プルーム（雲）が到達して避難者を受け入れられないかもしれない。そうした場合は避難者を他県に回してくれるのか」と質問が出た。

担当者「他の避難先を回す」

これに対し、内閣府の担当者は「何らかの事情で避難所が使えない場合には、柔軟に他で対応するという考え方が必要。UPZの全域、全部が避難エリアになるかということ、現実的にはむしろホットスポット（部分）的な対応が基本と思っているので、UPZの他の避難先を回していくとか、いろいろと柔軟に対応していくという話だと思っている」と述べた。

UPZ（緊急防護措置区域）とは、原発から5キロ圏内のPAZ（予防防護措置区域）の外側にある5～30キロ圏内の区域のことだ。原子炉を冷やせなくなるなど「全面緊急事態」になると、PAZの住民は避難を始め、UPZでは屋内退避する。ただし、放射性物質の漏れが確認され、空間線量が一定レベルに達した場合、UPZの住民も避難することになっており、区域内の自治体には避難計画の策定が義務づけられている。

さらに、議事録によると、内閣府の担当者は「福島（の事故）のような可能性は低いことを一応、規制庁としては示している。30キロ圏内全域が避難という状況は非常に考えづらい。ある方向に汚染が広がるということは、逆に言うと、それ以外の方向は汚染が小さくなるということで（避難の）対応は可能だ」とも述べていた。

内閣府の担当者の発言は、UPZのうち避難させるのは一部にとどまるから、住民を避難させずに済む地域のために確保していた避難所を使えば対応できるという趣旨だ。つまり、計画段階で避難所の収容人数が不足しても、非常時に融通すれば問題はないという認識につながる。しかし、国はPAZだけでなく、UPZについても、全域分の住民の避難先を圏外に確保することを求めており、内閣府の担当者の発言は国の公式見解とも食い違う。

また、この会合では収容人数の算定方法についても議論された。「1人当たりのスペースは2平方メートル」の基準を示して収容人数を機械的に算定するよう依頼した茨城県に対し、近隣県からは疑問が投げかけられたが、茨城県と内閣府の担当者は機械的算定を求めている。

「国がずさんを容認したに等しい」

この内閣府の担当者は現在、出向元の総務省消防庁で勤務している。会合での発言について、6月24日の取材にこの担当者は「UPZの他の地域用に確保した避難先を、別地域の住民の避難先として当面使うというのは、一概には否定されていないと思う」と答えた。しかし、避難先の融通は国の規定に明文化されていない点について聞くと、「当時の記憶がない。当時はまだ十分に考え方が整理されておらず、その辺りが明確になっていなかったのかもしれない」と話した。

担当者の発言は妥当なのか、「柔軟な対応」を強調したことが茨城県によるずさんな計画策定につながったのではないか――。記者は内閣府に見解を求めた。

内閣府は「指摘の発言はさまざまな対応を議論する過程のものであり、妥当なのかは評価しない。茨城県の対応にどうつながったかは分からないが、（茨城県による）避難所の確保にあたっては、十分な対応ではなかったという認識の下、現在は関係自治体と協力して避難所スペースの適正化に取り組んでいる」と回答した。

一方、茨城県原子力安全対策課は「当時の国の担当者の発言が広域避難計画策定に影響を及ぼしたとの認識はありません」と回答した。

原発の避難計画に詳しい広瀬弘忠・東京女子大名誉教授（災害リスク学）は、内閣府の担当者の発言をどう見るのか。広瀬氏は「あらかじめ確保していた避難先が使えなくなったからといって、いきなり他の避難先に誘導することは不可能だ。事態が悪化して、避難範囲が拡大することも当然想定しなければならず、大きく構えるという災害対策の基本原則に反している」と批判。その上で「福島のような事故は起きないと決めつけ、避難先の確保はずさんでも構わないと国が認めたに等しい。担当者の個人的な考えではなく、国の考え方があらわになったものだろう」と話した。